

沼津市立原小学校共同調理場給食調理等業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

沼津市においては、行政改革の一環として平成 12 年度に第五中学校共同調理場、その後、大平小学校、第三中学校、第四小学校、金岡小学校、第一小学校及び門池小学校共同調理場で調理業務を委託し、民間の人的資源の積極的な活用を行ってきた。原小学校については、平成 26 年度より調理業務委託を開始しており、本年度は業者改選の年となる。

業務の実施に当たっては、直営の調理場と変わらない「安全安心でおいしい給食」を提供するための、十分な経験や衛生管理面でのノウハウなど高度な専門性を持つ現場責任者を中心とした有能な人材の配置が求められるとともに、安定した給食運営を提供しつつ、最小の経費で最大の効果を発揮する効率的な業務体制が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立原小学校共同調理場給食調理等業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 沼津市立原小学校共同調理場給食調理等業務委託
 (2) 運営概要

配缶	原小学校分は食缶により各階配膳室へ 配送校（原中学校）分は食缶により配送用コンテナへ	
献立	原則 1 種類（配送校分は時間差調理）	
	調理場	配送校
学校名	沼津市立原小学校	沼津市立原中学校
	沼津市原 1200 番地	沼津市原 576 番地
建物	4 階建て	4 階建て
調理場及び配送校の概要	・セミドライ方式 調理場の概要は、別紙「給食室平面図」のとおり ・昭和 52 年建設 ・小荷物昇降機完備	・小荷物昇降機完備
食数	約 550	約 430
学級数	6 学年 20 学級	3 学年 14 学級
給食実日数	約 110 日（令和 3 年度）約 185 日（1 年間）	約 110 日（令和 3 年度）約 185 日（1 年間）
配送時間	11 : 20 発	11 : 30 着

給食時間 (令和3年度)	12:20	12:25
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> ・白米は基本的に回転釜を使用した自校炊飯による。 ・給食時間は上記を基本としながら、特別日課など各学校長の指示した時間へ対応すること。 ・長期休暇前後の清掃日数は各5日程度とする。 	

(3) 業務内容 調理、配食及びそれに付随する業務(食材の検収、食器等の洗浄・消毒、残滓及び塵芥の処理、検食の確保と保管、施設・設備の清掃及び日常点検、日報等の事務処理ほか)

詳細は別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間 令和3年8月1日(日)から令和6年7月31日(水)まで

(5) 契約金額 契約上限額 3年間 132,250,989円

※消費税及び地方消費税を含む。

なお、参考見積書の金額が予算限度額を超過した場合は失格とする。

地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

なお、各年度ごとの契約上限額は以下のとおり

令和3年度	28,053,240円
令和4年度	44,083,663円
令和5年度	44,083,663円
令和6年度	16,030,423円

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市教育委員会事務局学校管理課(〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内)

担当 芹澤

電話 055-934-4805 FAX 055-931-8977

E-mail kyouiku-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 学校給食調理の受託実績がない者
- (7) 学校給食で、過去3年間（静岡県東部保健所管轄区域の学校にあつては6年間）に、食品衛生法の規定による営業停止の処分を受けた者及びその受託業者（以下「受託業者等」という。）。ただし、受託業者等が、故意又は過失が無かったことを書面等により証明できる場合は除く。
- (8) 本プロポーザルに係る説明会に参加できない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和3年4月7日（水）ホームページに掲載
2	説明会参加申込期限	令和3年4月7日（水）から 令和3年4月14日（水）までに電子メールまたはFAXで
3	説明会	令和3年4月20日（火）15時00分 沼津市立原小学校共同調理場（沼津市原1200番地）
4	質問受付	令和3年4月20日（火）から 令和3年4月23日（金）12時までに電子メールで
5	質問回答	令和3年4月27日（火）までにホームページに掲載
6	プロポーザル参加申込期限	令和3年5月6日（木）17時必着
7	プロポーザル参加承認及び 選考会当日案内の通知	令和3年5月11日（火）12時までに電子メールで
8	企画提案書の提出期限	令和3年5月21日（金）17時必着
9	選考会	令和3年5月31日（月）予定 ※詳細日程は、別途参加者に通知します。
10	選定結果の通知	令和3年6月7日（月）予定
11	契約締結	令和3年6月下旬予定

6 本プロポーザルに係る説明会

業務の内容や選定方法について説明する。説明会への出席がプロポーザル参加の条件となっているので注意すること。出席に当たっては、説明会参加申込期限までに説明会参加申込シート（様式1）を「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（FAX可）すること。

なお、説明会及び現場立ち入りは各業者2名までとする。その他説明会の詳細は、参加申込後に連絡する。

※説明会は、必ずマスクを装着の上ご参加ください。また、当日体調がすぐれない方、同居家族に新型コロナウイルス感染症の疑いがある方のご来場はお控え下さい。

7 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4) (5) (6) は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部（様式2に社印・代表者印を押印したもの）
- (2) 沼津市学校給食調理業務 受託希望選定票（様式3） 1部
- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5）
- (6) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、選考会の当日案内及び自社名として提出書類に記載する記号（例 A社、B社…）を併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案等

(1) 事前提出書類等

以下の書類を企画提案書の提出期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ア 企画提案書（作業動線図及び工程表含む） 正本1部 副本12部
イ 参考見積書（別紙参考見積書様式に社印・代表者印を押印したもの） 1部

(2) 提出方法及び提出期限

令和3年5月21日（金）17時必着（郵送可）

(3) 提出書類の作成要領（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書は、別紙「沼津市立原小学校共同調理場給食調理等業務委託仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、これまでの実績等を踏まえ、以下の（i）から（v）までの項目について、具体的な実施手法や体制、提案内容を記載すること。

(i) 学校給食に関する基本的事項

- ① 学校給食に関する考え方・抱負

(ii) 危機管理体制

- ② 調理事故防止策（食中毒、ノロウイルス、異物混入等）
③ 調理場での事故発生時の対策と連絡体制

(iii) 安全衛生対策

- ④ 安全衛生対策に関する基本的な考え方
⑤ 衛生管理

(iv) 業務実施体制

- ⑥ 人員の配置（責任者及び副責任者として配置する者の能力や急な欠員の補充や代替体制）
⑦ 給食開始までの運営（人材の確保を含む）
⑧ 教育・研修体制（研修計画、従事者に対する教育等）

(v) 自由提案

- ⑨ 費用対効果の考え方（参考見積書は別途提出）
⑩ 給食の充実・向上及び食育推進（本調理場での独自の取り組みや専門的な技術に基づいた事業提案等）

(4) 提出先

上記3参照

(5) その他、注意事項

- ・期限までに提出がない場合は、プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ・見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ・本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

- ・提案書は全体でA 4サイズ 20 ページ以内（作業動線図、作業工程表を含んだ総ページ数）とし、ページ番号を付すこと。
- ・企画提案書は、A 4両面コピーで左端を2か所ホチキス止めすること。A 4以外のサイズを用いる場合はA 4サイズに折りたたむこと。
- ・企画提案書は、正本のみに事業者名を記載し、副本にはプロポーザル参加承認時に通知された記号のみを記載すること。また会社名が推測される表現は避けること。
- ・見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ・提出後の提案内容の修正は一切認めない。

11 選考

(1) 選考方法

ア 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、市が設置する選定委員会において評価基準（別表）により総合的に評価を行い、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

イ 評価点が最も上位の者との契約交渉が不調となった場合は、次点の者と協議を行うものとする。

(2) 評価項目

別表「評価基準」のとおり。なお、参考見積書は金額を直接評価しないが、項目⑨の参考資料として扱うものとする。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

ア 令和3年5月31日（月）10時～16時（予定）

イ 会場 沼津市役所 会議室未定

駐車場有（市営香貫駐車場、1時間無料）

ウ 内容 プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分

エ 出席人数 3人まで

※うち1人は、配置予定の責任者もしくは調理場の運営・立ち上げ等に関わる指導者・支援者（エリア担当者）であること。

オ 選考会は必ずマスクを装着の上、参加すること。また、当日体調がすぐれない者、同居家族に新型コロナウイルス感染症の疑いがある者は来場を控えること。

(4) その他

- ・プロジェクター及びパワーポイントの使用は不可とし、ボードを用いての説明はA 1版サイズを上限とする。
- ・発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。
- ・会社パンフレット等、プレゼンテーション当日の持ち込み資料は受け付けない。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに文書にて通知するとともに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求

めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書等を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、契約候補者として決定された者は、沼津市と契約候補者間で企画提案内容を反映させた仕様等に関する協議を行ったうえで双方が合意した時に契約を締結するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ〉事業者のみなさんへ〉入札情報・契約〉建設工事関連業務以外の委託〉「沼津市業務委託契約約款(PDF)」)

また、契約においては本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、沼津市はこの契約を解除することができる旨の特約を含めるので注意すること。

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに業務開始までの実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 選定結果に関する疑義は、受け付けない。
- (3) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (4) 企画提案書に記載した責任者等を変更する場合には、事前に教育委員会に届け出るものとする。